

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	障がい者福祉に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八代市は、障がい者福祉に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

八代市長

公表日

令和7年3月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	障がい者福祉に関する事務
②事務の概要	本市は、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童福祉法、知的障害者福祉法に基づき、障がい者(児)に対する支援に関する事務を行う。 本市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 1 身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳の申請受付及び交付 2 自立支援医療(更正医療・育成医療・精神通院医療)の支給認定及び受給者証の交付 3 地域生活支援事業(日常生活用具給付等)の申請受付及び支給認定 4 補装具の申請受付及び支給認定 5 障害福祉サービスの利用申請に基づく区分認定、受給者資格の管理、支給決定台帳の作成及び支給管理 6 障害児通所支援給付費の申請受付、審査及び支給認定 7 特別児童扶養手当の申請受付及び証書の交付 8 特別障害者手当、障害児福祉手当及び経過的福祉手当の申請受付及び支給認定
③システムの名称	1 障がい者福祉システム 2 宛名管理システム 3 中間サーバー 4 団体内統合利用番号連携サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

障がい者福祉情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表の8、11、12、14、34、47、84、101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第8条、第11条、第12条、第14条、第25条、第38条、第60条 ・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 同号に基づく主務省令第2条の表 16、19、26、56の2、57、87、116の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条8号 同号に基づく主務省令第2条の表 10、11、12、16、20、53、67、68、69、85、108、109、110、121の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部障がい者支援課
②所属長の役職名	障がい者支援課長

6. 他の評価実施機関

--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	八代市 健康福祉部 障がい者支援課 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 TEL0965-35-0294 八代市役所 情報公開総合窓口(総務企画部文書統計課文書法規係) 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 TEL0965-33-4100
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	八代市 健康福祉部 障がい者支援課 〒866-8601 八代市松江城町1番25号 TEL0965-35-0294
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務取扱者の適切な監督を行っている。特定個人情報が記載された書類(機密文書)とそれ以外の書類は、分けて一時的な廃棄箱を設置し、一定時間経過後、溶解処理による廃棄を実施している。また、機密文書以外の書類を廃棄する際には、マイナンバーや個人情報が含まれたものが含まれていないか確認を行って、排出処理を行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務取扱者の適切な監督を行っている。特定個人情報が含まれる書類については、鍵付きのキャビネットで保管している。また、特定個人情報が含まれる書類の廃棄については、溶解処理とし、溶解先に直接市が搬入している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年1月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	障がい者支援課長 田中 かおり	障がい者支援課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載変更
平成31年1月31日	IV リスク対策	—	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載変更
平成31年1月31日	II しいき値判断 1. 対象人数	平成28年7月31日 時点	平成30年12月17日 時点	事後	
平成31年1月31日	II しいき値判断 2. 取扱者数	平成28年7月31日 時点	平成30年12月17日 時点	事後	
平成31年1月31日	3.個人番号の利用 法令上の根拠		法令上の根拠に以下を追加 ・番号法第9条第2項 ・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	
令和3年1月31日	II しいき値判断 1. 対象人数	平成30年12月17日 時点	令和3年1月31日 時点	事後	
令和3年1月31日	II しいき値判断 2. 取扱者数	平成30年12月17日 時点	令和3年1月31日 時点	事後	
令和4年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第2 16、19、26、56の2、57、87、116の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条7号 別表第2 10、11、12、16、20、53、67、68、69、 85、108、109、110の項	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第2 16、19、26、56の2、57、87、116の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条8号 別表第2 10、11、12、16、20、53、67、68、69、 85、108、109、110の項	事後	
令和4年1月31日	II しいき値判断 1. 対象人数	令和3年1月31日 時点	令和4年1月31日 時点	事後	
令和4年1月31日	II しいき値判断 2. 取扱者数	令和3年1月31日 時点	令和4年1月31日 時点	事後	
令和5年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の8、11、12、14、34、47、84の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8条、第11条、第12条、第14条、第25条、第38条、第60条 ・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	・番号法第9条第1項 別表第1の8、11、12、14、34、47、84、101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8条、第11条、第12条、第14条、第25条、第38条、第60条 ・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事前	
令和5年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第2 16、19、26、56の2、57、87、116の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条8号 別表第2 10、11、12、16、20、53、67、68、69、 85、108、109、110の項	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第2 16、19、26、56の2、57、87、116の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条8号 別表第2 10、11、12、16、20、53、67、68、69、 85、108、109、110、121の項	事前	
令和5年1月31日	II しいき値判断 1. 対象人数	令和4年1月31日 時点	令和5年1月31日 時点	事後	
令和5年1月31日	II しいき値判断 2. 取扱者数	令和4年1月31日 時点	令和5年1月31日 時点	事後	
令和7年1月31日	I 関連情報 3.個人番号の利用 ②法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1の8、11、12、14、34、47、84、101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第8条、第11条、第12条、第14条、第25条、第38条、第60条 ・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	・番号法第9条第1項 別表の8、11、12、14、34、47、84、101の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第8条、第11条、第12条、第14条、第25条、第38条、第60条 ・八代市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事後	
令和7年1月31日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第2 16、19、26、56の2、57、87、116の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条8号 別表第2 10、11、12、16、20、53、67、68、69、85、108、109、110、121の項	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 同号に基づく主務省令第2条の表 16、19、26、56の2、57、87、116の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条8号 同号に基づく主務省令第2条の表 10、11、12、16、20、53、67、68、69、85、108、109、110、121の項	事後	
令和7年1月31日	II しいき値判断 1. 対象者数 2. 取扱者数	令和6年1月31日 時点	令和7年1月31日 時点	事後	